

記入見本

表面

美容医療サービス提供契約書

甲及び乙は、甲が乙に対して美容医療サービスを提供することについて、次のとおり契約（添付の美容医療サービス提供契約約款を含みます。）を締結します。

1 美容医療サービス(施術等)の内容とその代金額等

本書面を十分にお読みください。

① 美容医療サービス(施術等)の内容及び代金額

Table with 2 columns: サービス内容 (種類・形態・方法・時間数・回数等) and 金額(税込). Rows include 医療レーザー脱毛 5回コース (200,000円), HIFU治療 4回コース (100,000円), and 小計 (300,000円).

※施術者の資格・能力に関する特約:

有・無 (有の場合)特約の内容

② その他サービスを受けるにあたりお支払いいただく代金(入会金等)

Table with 2 columns: 名称 and 金額(税込). Row shows 0円.

サービス提供期間: 2022年6月1日 ~ 2023年5月31日

2 関連商品(サービスを受けるにあたりご購入いただく必要がある商品)

Table with 5 columns: 商品名, 種類, 単価, 数量, 金額(税込). Includes 医薬部外品 10,000円 and 小計 10,000円.

※関連商品の販売事業者の名称・連絡先: [甲・甲以外] (甲以外の場合は下記に記載の事業者)

Table for related product seller info with columns: 事業者名, 所在地, 代表者, 電話番号, 電磁的記録による連絡先.

3 支払金額合計(税込) 合計(1①+1②+2) 310,000円

4 支払方法及び支払時期

Table with 3 columns: 支払方法, 支払時期, 金額(分割手数料含む). Includes 現金振込み (100,000円), クレジットカード (20,000円), and ショッピングクレジット (15,000円).

※割賦販売法に基づく抗弁権の接続の有無 [有・無]

【個人情報の取得・利用・提供に同意する】お支払いにクレジット・ローン等が提供されます。ご同意ください。

割賦販売法に基づく抗弁権の接続の有無について. 抗弁権の接続... 顧客が医療ローンを組んだ後、事業者との間でトラブル（医療ミスや倒産など）が発生した場合、その事由をもってローン会社の支払請求に対抗できること。

☑個人情報の取得・利用・提供に同意する

5 キャンセル料について

6 前払金の保全措置について 有・無 (有の場合)保全措置の内容

※顧客に「個人情報の取得・利用・提供に同意する。」に✓を付けていただいでください。

《契約当事者》※太枠内にご記入及び

Main contract form with fields for Party A (Provider) and Party B (Recipient) including address, name, phone, and signature.

美容医療サービス(施術等)の内容及び代金額について

サービス内容(種類・形態・方法・時間数・回数等)・金額(税込)を記入ください。

施術者の資格・能力に関する特約について

例えば、「●●先生限定」、「研修医に施術させる」など。特約がある場合、「有」に○を付け、「特約の内容」を記入ください。

その他サービスを受けるにあたりお支払いいただく代金について

例えば、「剃毛代」、「無痛麻酔」など。お支払いいただく代金がある場合、「有」に○を付け、「サービスの名称」・「金額(税込)」を記入ください。

サービス提供期間について

施術を提供する期間を記入ください。

関連商品について

サービス(施術)を受けるにあたり、下記の中で購入が必要な商品がある場合、記入ください。【美容医療における関連商品】・いわゆる健康食品・化粧品・マウスピース(歯牙の漂白のために用いられるものに限る。)及び歯牙の漂白剤・医薬品及び医薬部外品であって、美容を目的とするもの

関連商品の販売事業者について

- ① 事業者(クリニック)が関連商品を販売する場合、「甲」に○を付けてください。
② 別の事業者(クリニック以外)が関連商品を販売する場合、「甲以外」に○を付け、事業者名・代表者・所在地・電話番号・電磁的記録による連絡先を記入ください。

支払方法及び支払時期について

- ① 支払方法に○を付けてください。
② 支払い時期を記入ください。
③ 金額(分割手数料含む)を記入ください。

前払金の保全措置について

- ① 前払金... 将来提供するサービスの対価を前もって契約時にまとめて受け取った金額。
② 保全措置... 事業者が倒産した場合など、前払金の全部もしくは一部を消費者へ返金できるように、一定金額を事業展開などに使わず、金融機関の保証委託契約などで取り置いておく制度。

「前払金の保全措置」について対応している場合、「有」に○を付け、「保全措置の内容」を記入ください。

契約当事者について

- ① 甲(事業者:クリニック)の情報を記入(スタンプでも可)・捺印(代表者印または法人印)ください。
② 乙(サービス受領者:顧客)の情報を記入・捺印ください。

美容医療サービス提供契約約款

第1条 (役務提供)

甲は、乙に対し「美容医療サービス提供契約書」(以下「契約書」といいます。) 1記載の美容医療サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条 (関連商品)

乙が本サービスの提供を受けるにあたり購入する必要のある商品(以下「関連商品」といいます。)がある場合、甲は、契約書2にその関連商品の内容を記載します。当該記載がある場合、甲乙間において、同記載の内容にて関連商品の売買契約が成立し、甲は、乙に対し、関連商品を販売するものとします。但し、関連商品の販売事業者(以下「関連商品販売事業者」といいます。)が甲以外の甲の斡旋、仲介した事業者である場合には、契約書2に当該事業者名等が記載され、乙は、別途当該関連商品販売事業者との間で関連商品の販売契約を締結するものとします。

第3条 (代金支払い)

乙は、甲に対し、本サービスの対価及び前条の適用が有る場合には関連商品の売買代金として、契約書1及び2記載の金額(合計金額は契約書3記載)を、契約書4記載の支払方法及び支払時期において、支払うものとします。

第4条 (役務提供期間)

本サービスの提供期間は、契約書1記載のとおりとします。

第5条 (クーリング・オフ)

- 1 乙は、この契約書面を受領した日から起算して8日間以内(以下「クーリング・オフ期間」といいます。)であれば、書面又は電磁的記録(電子メール等)により本契約を解除すること(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができます。また、クーリング・オフにより誤認し、又は威迫したことにより困惑したために乙がクーリング・オフをしなかった書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、書面又は電磁的記録により本契約を解除することはできません。但し、関連商品販売事業者が甲以外の事業者である事業者に対しても、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフをする旨を申し出る必要があり、前項にかかわらず、下記の消耗品に関しては、開封したり、その全部又は一部を使用又は消費した場合は、当該商品に関する販売契約はクーリング・オフをすることができません。
一部使用等によりクーリング・オフの対象から除外される消耗品 ●●●●(医薬部外品)
4 クーリング・オフをした場合、乙は、本サービス・関連商品の代金、損害賠償金、違約金その他の費用の支払義務を負いません。
5 クーリング・オフをした時点で乙が支払済みの金銭がある場合、支払いを受けた甲又は関連商品販売事業者は、乙に対し、速やかにその受領金の全額を返金します。但し、関連商品の引渡しが既に行われている場合、乙は当該関連商品を甲(但し関連商品販売事業者が契約書2記載の事業者である場合には当該関連商品販売事業者とし、以下本項において同じ。)に返還するものとし、返還に要する費用は甲の負担とします。
6 クーリング・オフは、乙がクーリング・オフをする旨の書面又は電磁的記録による通知を発信したときに、その効力が生じます。
7 乙がクレジットカードを利用した場合の第5項の代金の清算は、各クレジットカード会社所定の方法で行われます。

クーリング・オフの対象から除外される消耗品について
使うと商品価値がほとんどなくなる、いわゆる消耗品(健康食品、化粧品など)を使ってしまった場合、クーリング・オフの規定が適用されません。
クーリング・オフの対象から除外される消耗品がある場合、記入ください。

第6条 (中途解約)

- 1 乙は、前条のクーリング・オフ期間を過ぎた後において、第4条のサービス提供期間が過ぎるまで、本サービスの提供を受けることができません。
2 関連商品の販売契約が締結されている場合、乙は、クーリング・オフ期間を過ぎた後において、本サービスの提供を受けることができません(関連商品の販売契約のみを解約することはできません。)。但し、関連商品販売事業者が甲以外の事業者である事業者に対しても、中途解約する旨を申し出る必要があります。また、関連商品のうち、前条第3項の消耗品に関しては、開封したり、その全部又は一部を使用又は消費したとき(甲又は関連商品販売事業者が乙に当該商品を開封させたり、その全部又は一部を使用又は消費させた場合を除きます。))は、中途解約をすることができません。
3 本契約及び関連商品の販売契約が中途解約された場合でも、乙は、次のア又はイの費用を支払う必要があり、その全部又は一部を超過する代金を乙が既に支払い済みの場合、その超過部分を支払う必要はありません。
ア: 本サービス提供前の中途解約の場合
イ: 本サービス提供後の中途解約の場合

クーリング・オフおよび中途解約について
【第5条(クーリング・オフ)】および【第6条(中途解約)】について、顧客にしっかりと説明してください。

ア: 中途解約時[サービス提供前]の損害賠償等の上限について
クーリング・オフ期間が経過後、サービス(施術)は始まっていないが、中途解約する場合。
「上限2万円」の金額をお支払いいただけます。(※契約の締結及び履行のために通常要する費用として、0円~2万円迄の金額を記入ください。)

イ: 中途解約時[サービス提供後]の損害賠償等の上限について
クーリング・オフ期間が経過後、サービス(施術)は始まっているが、中途解約する場合。
「未消化分の施術代金 x 20%」or「5万円」のいずれか低い方の金額をお支払いいただけます。
※ 例えば、医療脱毛20万円/5回コースの契約を、1回目の施術後に中途解約する場合。
「未消化分4回: 16万円 x 20% = 32,000円」or「5万円」
⇒ 「32,000円」を解約手数料としてお支払いいただけます。

- 金 20,000 円(上限2万円) ※契約の締結及び履行のために通常要する費用として
①既に提供された本サービスの対価+②解約手数料+③関連商品代金等の合計額
※①既に提供されたサービス(施術等)の対価=サービス(施術等)の単価x提供回数
②解約手数料=契約残額(未提供サービス分の代金相当額)の20%に相当する額又は5万円のいずれか低い方の額
③関連商品代金等(一)関連商品が返還された場合: 関連商品の通常の使用料相当額
(ii) 関連商品が返還されない場合: 関連商品の販売価格相当額
(iii) 関連商品の引渡し前の場合: 契約の締結及び履行のために発生した費用

第7条 (秘密保持)

- 1 甲は、本契約に関連して知った乙の秘密情報を本契約の遂行の目的のみに使用するものとし、これを漏洩しません。但し、以下の情報は秘密情報に含まれません。
1) 提供され又は知得する以前に、既に公知であった情報
2) 提供され又は知得した後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
3) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を負うことなく入手した情報
4) 提供され又は知得する以前に、既に所有していた情報
5) 独自に開発した情報
6) 管轄官公庁又は法律に基づき開示を要求された情報

第8条 (協議)

本契約に定めのない事項につき疑義を生じたときは、甲と乙は、協議して信義誠実の原則に基づき解決を図ります。

第9条 (管轄裁判所及び準拠法)

本契約に関する紛争の第一審専属的合意管轄裁判所は、●●●●裁判所とし、日本国法を準拠法とします。

第10条 (特約事項欄)

●●●●簡易裁判所ない●●●●地方

管轄裁判所について
本契約に関する紛争が起こった場合の裁判所を記入ください。
※ 争いの対象となる金額が140万円以下であれば、「●●●●簡易裁判所」もしくは「●●●●地方裁判所」のどちらでもかまいませんが、争いの対象となる金額が140万円超であれば、「●●●●地方裁判所」となるため、「ないし」として併記しています。

個別の特約について
該当する「個別の特約」がある場合、記入ください。

※個別の特約を記入